

# つーながれ

## 副籍制度に関して

### 副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る取組のこと。



副籍制度が目指すのは、共生社会の実現です。  
誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指しています。

### 地域指定校の子供たちに期待すること

- 副籍制度を通じて知り合った友達と、挨拶や言葉を交わし合ったり、遊びや地域活動に誘ったりなど、日常的な関りがもてる。
- 交流活動の際には、障害のある友達と積極的に関わることができ、支援を必要としている時には進んで手助けすることができる。
- 街の中などで困っている人を見かけた時には、積極的に手助けすることができる。

学  
齢  
期

### 特別支援学校の子供たちに期待すること

- 地域指定校の友達とふれあい、共に活動することにより社会経験を広げ、積極的に人や物事に関わろうとする。
- 副籍制度を通じて知り合った友達と、挨拶や言葉を交わし合ったり、遊びや地域活動に誘ったりなど、日常的な関りがもてる。
- 周囲の助けが必要な場面では、自分から支援を求められることができる。

相  
互  
理  
解

成  
人  
期

障害の有無にかかわらず、一人一人を大切にして、共に支え合う地域社会を主体的に築いていく。

支  
え  
合  
い

積極的に社会参加、社会貢献していこうとする。

## 地域指定校の皆様

### 副籍交換シートについて

いつも本校の教育への御理解御協力いただきましてありがとうございます。また、先日は1回目の副籍交換シートの作成並びに受け渡しをしていただきありがとうございました。次回（2回目）は、11月中旬～12月にかけて本校児童、生徒からの副籍交換シートの受け取り、並びに1月下旬～2月にかけて作成していただいた副籍交換シートの受け渡しをお願いします。

#### 御返事作成 ～1月下旬

- 貴校にて副籍交換シートの御返事を作成してください。
- 学級全員からの寄せ書き、代表者からのメッセージなど、形態はお任せします。

#### 受け取り 11月中旬～12月 受け渡し 1月下旬～2月

- 清瀬特別支援学校の担任と連絡を取り、受け渡し方法や日時を調整します。受け取り、受け渡し同様に、以下の3つの方法で渡していただくようお願いいたします。
  - (1) 保護者、本人が地域指定校を訪問し、手渡しする。
  - (2) 直接交流をしている場合は、交流日に持参する。
  - (3) 地域指定校に兄弟姉妹が在籍している場合は、兄弟姉妹を経由しての受け取りも可能です。

また、年度の初めに御説明させていただいたことと重ねての周知となりますが、以下の点が昨年度までとの大きな変更点となっております。

- ★学期に1回ではなく、年に2回のやり取りとなります。児童・生徒の保護者とそれぞれ日程を調整するため、同じ学校内で副籍交流のケースがあっても、日程を揃える必要はありません。
- ★副籍交換シートのやり取りにレターパックは使用しません。必ず手渡し、もしくは兄弟姉妹経由でお願いいたします。個人情報保護のため、交換便を利用されることがないようにご注意ください。

### 報告書の作成、提出について

直接交流、間接交流いずれにも1月末に「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書兼実施報告書」（副籍様式6）の**報告部分**を作成、提出をお願いしています。こちらは直接原本に書き込んでいただいた上での御提出となります。提出方法につきましては各市教育局の指示に従ってください。各市教育局確認後、報告書は副籍児童・生徒の保護者へ送付されます。

副籍交流の進め方に関する詳しい内容は、市教育局より各校に配布されている「令和6年度東京都立清瀬特別支援学校 副籍交流の進め方」を御確認ください。